

委託事業者選定審査要領

1 目的

「令和8年度人形峠アトムサイエンス館原子力広報展示物更新業務」の委託事業者選定に係る審査をするための選定委員会の設置及び基準等を定めるもの。

2 選定委員会

(1) 委託事業者の選考を行う選定委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- ① 環境文化部環境企画課長
- ② 環境文化部環境企画課審査・調整班長
- ③ 環境保健センター環境科学部放射能科長
- ④ 県民生活部中山間・地域振興課新都市・地域整備班長

(2) 委員が選定委員会に参加できない場合は、代理の者を指名できることとする。

(3) 委員会に委員長を置く。

(4) 委員長は環境文化部環境企画課長をもって充てる。

3 審査

(1) 委託事業者の審査は、選定委員会において、事業者から提出された企画書及び見積書をもとに、4に定める審査項目及び審査基準に従い行う。

(2) 各委員の合計評価点が最も高い企画案を提出した事業者を委託候補者に選定する。

(ただし2人以上の委員が、審査項目において、「やや劣る」または「劣る」と採点した場合は、委託候補者への選定は保留し、委員会において決定する。)

(3) なお、各委員の合計評価点が同じ場合には、委員長の評価点が最も高い企画案を提出した事業者を選定する。

(4) 委員が選考を行う法人その他の団体の役員であるなど利害関係を有すると認められる場合は当該審査に参加することはできない。

4 審査項目及び審査基準

別紙審査票による。